社会福祉法人真岡市社会福祉協議会生活支援体制整備事業運営要綱

(目的)

第1条 この要綱は、社会福祉法人真岡市社会福祉協議会(以下「本会」という。)が運営受託する真岡市生活支援体制整備事業実施要綱(平成28年真岡市告示第64号)に規定する生活支援体制整備事業の円滑な運営を行うため、必要な事項を定める。

(事業内容)

- 第2条 本会は、地域における高齢者等の日常生活上の支援体制 の充実及び強化のため、次に掲げる業務を行うものとする。
 - (1) 生活支援コーディネーターの配置
 - (2) 日常生活圏域を範囲とした協議体の設置及び運営 (生活支援コーディネーターの配置)
- 第3条 本会は、生活支援コーディネーター(以下「コーディネーター」という。)を配置し、地域包括支援センター等との連携により、地域における生活支援・介護予防サービス(以下「生活支援等サービス」という。)の提供体制の整備を推進するために次に掲げる取組を行うものとする。
 - (1) 地域に不足するサービスの創出及びサービスの担い手の養成
 - (2) 関係者間の情報共有及びサービス提供主体間の連携の体制づくり
 - (3) 地域の支援のニーズと提供主体の活動のマッチング

(4) 地域包括ケアシステム推進協議会及び個別地域ケア会議へ の参画

(協議体の設置及び運営)

第4条 本会は、コーディネーターと地域の生活支援等サービス の提供主体等が参画し、定期的な情報共有及び連携・協働によ る資源開発等を推進することを目的としたネットワークとして、 日常生活圏域に協議体を設置する。

(所掌事項)

- 第5条協議体の所掌事項は、次に掲げるとおりとする。
 - (1) 地域のニーズの把握に関すること。
 - (2) 情報の可視化の推進に関すること。
 - (3) 企画、立案及び方針の協議に関すること。
 - (4) 地域づくりにおける意識の統一に関すること。
 - (5) 資源開発に関すること。
 - (6) その他、生活支援等サービスの提供体制の整備に必要な事項。
- 2 協議体の構成は、コーディネーター、地域包括支援センター、 その他関係者等地域の実情に応じたものとする。

(その他)

第6条この要綱に定めるもののほか必要な事項は別に定める。

附 則

この要綱は、平成28年4月1日から施行する。